

民生委員・児童委員は

地域をつなぐパイプ役



民生委員・児童委員は相談の内容に応じて、適切な機関につなぎます。
▶地域共生課 ☎ 042-420-2807

民生委員・児童委員、主任児童委員とは

民生委員・児童委員キャラクター ミンジー

民生委員・児童委員

民生委員法により、適格要件を満たしたうえで推薦会を経て、厚生労働大臣から委嘱されたボランティアです。東京都民生児童委員連合会や市の研修を受け、児童委員も兼ねて活動しています。

主任児童委員

民生委員・児童委員の中で、特に児童福祉に関することを専門的に担当します。児童福祉関係機関などとの連絡・調整を行い、児童委員の活動に援助・協力をしています。



民生委員・児童委員の働き

寄り添う

♥社会調査 必要に応じて担当区域内の住民の福祉需要の調査を行います。
♥相談 地域住民が抱える問題について、相手の立場に立ち、親身になって相談にのります。



つなぐ

♥連絡通報 問題解決に向けて市民と関係機関などとのパイプ役になります。
♥調整 適切なサービスの提供が図られるよう調整を行います。

伝える

♥情報提供 社会福祉制度やサービスについて、その内容や情報を市民に的確に提供します。
♥意見具申 活動を通じて見出した問題点や改善策を必要に応じて関係機関に伝えます。

支える

♥生活支援 自立して暮らすことができるよう、生活体制の構築に協力します。



民生委員・児童委員担当町丁目別名簿(4月1日現在)

内容に変更が生じる可能性があるため、
民生委員・児童委員の連絡先に関しては
地域共生課にお問い合わせください。

▶地域共生課 ☎ 042-420-2807

